

産業廃棄物処分業許可証

住 所 岩手県北上市成田26地割83番地10

氏 名 株式会社エコ 代表取締役 佐藤 直也
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日 令和 4年 4月23日

許可の有効年月日 令和 9年 4月22日

1. 事業の範囲

中間処理(圧縮・梱包処理)

取扱う産業廃棄物

・紙くず

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 圧縮・梱包施設

ア 設置場所

岩手県北上市村崎野21地割26番地30及び岩手県北上市成田26地割83番地10

イ 設置年月日

平成10年12月21日

ウ 処理能力

104t/日(13t/時間)

エ 設置許可年月日

ー(設置許可対象外施設)

オ 設置許可番号

ー(設置許可対象外施設)

カ 保管施設

別表のとおり

以下余白

3. 許可の条件

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 9年 4月23日 当初許可

平成13年 3月16日 事業範囲の変更許可

(1) 紙くずの圧縮・梱包施設を追加したこと。

(2) 紙くずの破碎施設を追加したこと。

平成14年 4月23日 更新許可

平成19年 4月23日 更新許可

平成24年 4月23日 更新許可

平成24年 6月18日 変更届出書受理(保管施設の概要を変更したこと。)

平成26年 9月29日 変更届出書受理(保管施設の概要を変更したこと。)

平成29年 4月23日 更新許可

令和 2年 7月27日 変更届出書受理

(1) 本店所在地を岩手県北上市九年橋三丁目14番56号から変更したこと。

(以下、裏面記載)

- (2) 廃プラスチック類、紙くずの圧縮・梱包施設を1施設廃止した
こと。
- (3) 紙くずの破碎施設を1施設廃止したこと。
- (4) 事業の範囲から廃プラスチック類の中間処理（圧縮・梱包処
理）を削除したこと。
- (5) 事業の範囲から紙くずの中間処理（破碎処理）を削除したこ
と。

令和 4年 2月14日 変更届出書受理（代表者を佐藤ノリ子から変更したこと。）

令和 4年 4月23日 更新許可

令和 4年 8月31日 変更届出書受理（名称を有限会社マルサ商会から変更したこと。）

以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

以下余白



別表（保管施設の概要）

圧縮・梱包施設

所在地：岩手県北上市村崎野 2 1 地割 2 6 番地 3 0 及び岩手県北上市成田 2 6 地割 8 3 番地 1 0

廃棄物の種類		保管高さ (m)	保管面積 (m ²)	保管体積 (m ³)	保管重量 (t)	備 考
処分のための保管	紙くず（上質紙）	1	3	3	1.2	屋内保管
	紙くず（新聞紙）	1	3	3	1.2	屋内保管
	紙くず（雑誌）	1	3	3	1.2	屋内保管
	紙くず（段ボール）	1	6	6	2.4	屋内保管
処分後の保管	紙くず（上質紙）	2	4	8	—	屋内保管
	紙くず（新聞紙）	3	4	12	—	屋内保管
	紙くず（雑誌）	2	4	8	—	屋内保管
	紙くず（段ボール）	3	4	12	—	屋内保管

以下余白